

遠州鉄道株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（４回目）

1. 日 時

令和5年5月30日（火） 10:30～10:40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：佐藤バス事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 久保、浅井、宮田、本間、廣井、堤

4. 議事概要

- 遠州鉄道株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る公聴会の開催結果を踏まえ、質疑等を行った。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 公聴会において、現在の運賃の支払方法が現金と専用カードだけで不便という声があり、事業者は対応していくと説明していたが、今後他の支払方法を取り入れるのか。
等について、質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
 - ① 導入時期は未定だが、QRコードの決済等を検討していくと聞いている。現在、所管局において導入支援を行っているので、それを踏まえつつ検討を進めていくものと思う。
等の回答があった。
- 上記に加え、令和5年2月16日（木）及び同月28日（火）の審議並びに5月25日（木）の公聴会を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、遠州鉄道株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、認可することが適当であるとの結論を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。